

日中短期入所サービスコード表（令和3年4月施行分）

サービスコード		サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
07	1111	日中 短期入所Ⅰ 6	4時間以下	イ 日中短期入所サービス費 (Ⅰ)	(1)区分6 4時間以下	903 単位	226	1回につき	
07	1112	日中 短期入所Ⅰ 6	8時間以下		(1)区分6 8時間以下		452		
07	1113	日中 短期入所Ⅰ 6	8時間超		(1)区分6 8時間超		677		
07	1114	日中 短期入所Ⅰ 5	4時間以下		(2)区分5 4時間以下	767 単位	192		
07	1115	日中 短期入所Ⅰ 5	8時間以下		(2)区分5 8時間以下		384		
07	1116	日中 短期入所Ⅰ 5	8時間超		(2)区分5 8時間超		575		
07	1117	日中 短期入所Ⅰ 4	4時間以下		(3)区分4 4時間以下	634 単位	159		
07	1118	日中 短期入所Ⅰ 4	8時間以下		(3)区分4 8時間以下		317		
07	1119	日中 短期入所Ⅰ 4	8時間超		(3)区分4 8時間超		476		
07	1120	日中 短期入所Ⅰ 3	4時間以下		(4)区分3 4時間以下	570 単位	143		
07	1121	日中 短期入所Ⅰ 3	8時間以下		(4)区分3 8時間以下		285		
07	1122	日中 短期入所Ⅰ 3	8時間超		(4)区分3 8時間超		428		
07	1123	日中 短期入所Ⅰ 2	4時間以下		(5)区分1・2 4時間以下	498 単位	125		
07	1124	日中 短期入所Ⅰ 2	8時間以下		(5)区分1・2 8時間以下		249		
07	1125	日中 短期入所Ⅰ 2	8時間超		(5)区分1・2 8時間超		374		
07	1151	日中 短期入所Ⅱ 3	4時間以下		ロ 日中短期入所サービス費 (Ⅱ)	(1)区分3 4時間以下	767 単位		192
07	1152	日中 短期入所Ⅱ 3	8時間以下			(1)区分3 8時間以下			384
07	1153	日中 短期入所Ⅱ 3	8時間超			(1)区分3 8時間超			575
07	1154	日中 短期入所Ⅱ 2	4時間以下			(2)区分2 4時間以下	602 単位		151
07	1155	日中 短期入所Ⅱ 2	8時間以下			(2)区分2 8時間以下			301
07	1156	日中 短期入所Ⅱ 2	8時間超	(2)区分2 8時間超			452		
07	1157	日中 短期入所Ⅱ 1	4時間以下	(3)区分1 4時間以下		498 単位	125		
07	1158	日中 短期入所Ⅱ 1	8時間以下	(3)区分1 8時間以下			249		
07	1159	日中 短期入所Ⅱ 1	8時間超	(3)区分1 8時間超			374		
07	1211	日中 短期入所Ⅲ(Ⅰ)	4時間以下	ハ-1 日中短期入所サービス費(Ⅲ)	4時間以下	3,010 単位	753		
07	1212	日中 短期入所Ⅲ(Ⅰ)	8時間以下	ハ-1 日中短期入所サービス費(Ⅲ)	8時間以下		1,505		
07	1213	日中 短期入所Ⅲ(Ⅰ)	8時間超	ハ-1 日中短期入所サービス費(Ⅲ)	8時間超		2,258		
07	1214	日中 短期入所Ⅲ(Ⅱ)	4時間以下	ハ-2 日中短期入所サービス費(Ⅲ)	4時間以下	2,762 単位	691		
07	1215	日中 短期入所Ⅲ(Ⅱ)	8時間以下	ハ-2 日中短期入所サービス費(Ⅲ)	8時間以下		1,381		
07	1216	日中 短期入所Ⅲ(Ⅱ)	8時間超	ハ-2 日中短期入所サービス費(Ⅲ)	8時間超		2,072		
07	1311	日中 短期入所Ⅳ	4時間以下	ニ 日中短期入所サービス費(Ⅳ)	4時間以下	1,747 単位	437		
07	1312	日中 短期入所Ⅳ	8時間以下	ニ 日中短期入所サービス費(Ⅳ)	8時間以下		874		
07	1313	日中 短期入所Ⅳ	8時間超	ニ 日中短期入所サービス費(Ⅳ)	8時間超		1,310		
07	5070	日中 短期食事提供体制加算		食事提供体制加算		30 単位加算	30		

- イ 日中短期入所サービス費(Ⅰ) 障害者
- ロ 日中短期入所サービス費(Ⅱ) 障害児
- ハ-1 日中短期入所サービス費(Ⅲ) 療養介護対象者または重症心身障害児(医療施設Ⅰ)
- ハ-2 日中短期入所サービス費(Ⅲ) 療養介護対象者または重症心身障害児(医療施設Ⅱ)
- ニ 日中短期入所サービス費(Ⅳ) 遷延性意識障害等

★「日中短期食事提供体制加算」は、低所得者等に対して食事の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
利用者負担月額37,200円の利用者は加算対象外。